



受動喫煙防止の環境づくり&禁煙したい方を応援する取り組み 妊婦・子ども同居者対象の禁煙外来治療費助成が4/1スタート！

子育て環境日本一を目指す龍ケ崎市では、子どもや妊婦の受動喫煙防止に向け、禁煙外来治療費の一部助成を平成31年4月1日からスタートします！（本市調べ：牛久市に次いで県内2番目）

本事業の対象は、18歳未満の子どもや妊婦と同居する方、もしくは妊婦の方で、禁煙外来の治療費の自己負担額1/2（年度内1回・最大1万円）を助成。

我が国では、「望まない受動喫煙をなくす」「受動喫煙による健康影響が大きい子どもなどに配慮する」などといった基本的な考え方のもと、2018年7月に健康増進法が改正され、一部がすでに施行。2020年4月1日から全面施行予定です。改正では、自治体の責務として受動喫煙を防止する措置も求められています。

本事業は、今回の法改正をきっかけに、これまで以上に受動喫煙防止の環境づくりや「禁煙したい方」を応援する取り組みべく、新たに実施するものです。

禁煙しようと思いつながら、なかなかできない人は少なくありません。たばこを控えることでイライラなどの離脱症状を引き起こすニコチン症状は、医師や薬の力を借りないと克服することが難しいです。受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは、科学的に明らかになっており、心筋梗塞や脳卒中、肺がんに加え、子どもの喘息や乳幼児突然死症候群等のリスクを高めるともいわれています。

本市では本事業などを通し、禁煙を希望する方を応援することで受動喫煙防止に向けた取り組みを推進していきます。



▲ 厚生労働省制作「受動喫煙のない社会を目指して」ロゴマーク

■助成開始日	平成31年4月1日から
■対象者	18歳未満の子ども又は妊婦と同居する方もしくは妊婦の方で、公的医療保険の適用を受ける医療機関における禁煙外来治療を終了した方(20歳以上の市民の方)
■詳細	禁煙外来に係る経費の自己負担額の2分の1に相当する額とする。 ただし、その額が1万円を超える場合は1万円を上限とする。 ※治療を途中でやめてしまった場合は、助成対象外となります。

担当課	龍ケ崎市 健康づくり推進部 健康増進課 母子保健グループ 担当者：松本・高倉（まつもと・たかくら） 連絡先：0297-64-1039（直通）
-----	--